

東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施細目新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施細目	東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施細目
25福保生地第405号 平成25年7月24日 一部改正 26福保生地第719号 平成26年10月21日 一部改正 27福保生地第976号 平成28年1月25日 一部改正 2福保生地第980号 令和2年11月5日 一部改正 <u>6福祉生地第1622号</u> <u>令和7年3月19日</u>	25福保生地第405号 平成25年7月24日 一部改正 26福保生地第719号 平成26年10月21日 一部改正 27福保生地第976号 平成28年1月25日 一部改正 2福保生地第980号 令和2年11月5日
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等の実施、事業者指定、研修指定等については、「東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱（平成25年7月24日付25福保生地第403号。以下「実施要綱」という。）」及び「東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定要領（平成25年7月24日付25福保生地第404号。以下「指定要領」という。）」に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。	東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等の実施、事業者指定、研修指定等については、「東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱（平成25年7月24日付25福保生地第403号。以下「実施要綱」という。）」及び「東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定要領（平成25年7月24日付25福保生地第404号。以下「指定要領」という。）」に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。
1～2 (現行のとおり)	1～2 (略)
3 カリキュラムについて (1) カリキュラムは、通学形式及び通信形式ともに、原則として講義、演	3 カリキュラムについて (1) カリキュラムは、通学形式及び通信形式ともに、原則として講義、演

習（<u>同行援護従業者養成研修一般課程の講義・演習が一体となっている科目を含む。</u>）、実習（実習を行う場合）の順に実施すること。 講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合においても、実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。 (2) 重度訪問介護従業者養成研修については、基礎課程及び追加課程を一体的に実施する場合、基礎課程の修了前に追加課程の受講を可能とする。 (3) (現行のとおり) (4) 通信形式の講義は、別表1「通信形式における講義の学習期間」の学習期間を設定すること。学習期間は、開講日から最終レポート提出日までとし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、演習が始まる前までに最終提出日を設定すること。 なお、重度訪問介護従業者養成研修については、基礎課程及び追加課程を一体的に実施する場合は、学習期間を2週間以上とする。 (5) ～ (7) (現行のとおり) 4 講師について (1) (現行のとおり) (2) 科目数の算定は、指定要領7の(1)に定める別表1における科目名	習、実習（実習を行う場合）の順に実施すること。 講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合においても、実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。 (2) 重度訪問介護従業者養成研修については、基礎課程及び追加課程を一体的に実施する場合、基礎課程の修了前に追加課程の受講を可能とする。 <u>同行援護従業者養成研修については、一般課程及び応用課程を一体的に実施する場合、一般課程の修了前に応用課程の受講を可能とする。</u> (3) (略) (4) 通信形式の講義は、別表1「通信形式における講義の学習期間」の学習期間を設定すること。学習期間は、開講日から最終レポート提出日までとし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、演習が始まる前までに最終提出日を設定すること。 なお、重度訪問介護従業者養成研修については、基礎課程及び追加課程を一体的に実施する場合は、学習期間を2週間以上とする。<u>同行援護従業者養成研修については、一般課程及び応用課程を一体的に実施する場合は、学習期間を2週間以上とする。</u> (5) ～ (7) (略) 4 講師について (1) (略) (2) 科目数の算定は、指定要領7の(1)に定める別表1における科目名
---	---

(例：障害者居宅介護従業者基礎研修課程「サービス提供の基本視点」) を1科目とする。ただし、以下の場合においては複数の科目を合わせて 1科目と数えることができる。 ア 同行援護従業者養成研修（一般課程）において、「<u>視覚障害の理解 と疾病①</u>」と「<u>視覚障害の理解と疾病②</u>」 イ 同行援護従業者養成研修（一般課程）において、「<u>情報提供</u>」、「<u>代 筆・代読①</u>」、「<u>代筆・代読②</u>」及びその他の演習 ウ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）において実習 に代えて演習を行う場合、重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支 援課程）及び行動援護従業者養成研修課程の演習 （3）重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）において実習に 代えて演習を行う場合、重度訪問介護従業者養成研修（統合課程・行動 障害支援課程）、行動援護従業者養成研修課程及び同行援護従業者養成 研修（一般課程）の演習については、受講者の人数（グループ分けによ る実施等）を考慮し適切な人数の講師を配置すること。 また、公共の場所等において演習を実施する際には、周囲への配慮及 び安全性の確保の観点から、適切な人員配置を行うこと。 （4）障害者居宅介護従業者基礎研修課程の演習科目「介護技術入門」は、 受講者20人に対して1人の講師が担当すること。 また、講師は当該科目に関連する業務において、通算して3年以上の 実務経験を有すること。 （5）講師基準の詳細 ア 講師の要件欄中「<u>当該科目を担当する現職の行政職員</u>」 <u>この要件に該当する講師に関しては、現職の行政職員であることを</u> <u>確認するため、毎年度講師要件を提出すること。</u>	(例：障害者居宅介護従業者基礎研修課程「サービス提供の基本視点」) を1科目とする。ただし、以下の場合においては複数の科目を合わせて 1科目と数えることができる。 ア 同行援護従業者養成研修において、一般課程と応用課程を一体的に 行う場合の「障害・疾病の理解①」と「障害・疾病の理解②」 イ 同行援護従業者養成研修において、一般課程と応用課程を一体的に 行う場合の「障害者（児）の心理①」と「障害者（児）の心理②」 ウ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）において実習 に代えて演習を行う場合、重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支 援課程）、行動援護従業者養成研修課程及び同行援護従業者養成研修 （一般課程・応用課程）の演習 （3）重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）において実習に 代えて演習を行う場合、重度訪問介護従業者養成研修（統合課程・行動 障害支援課程）、行動援護従業者養成研修課程及び同行援護従業者養成 研修（一般課程・応用課程）の演習については、受講者の人数（グルー プ分けによる実施等）を考慮し適切な人数の講師を配置すること。 また、公共の場所等において演習を実施する際には、周囲への配慮及 び安全性の確保の観点から、適切な人員配置を行うこと。 （4）障害者居宅介護従業者基礎研修課程の演習科目「介護技術入門」は、 受講者20人に対して1人の講師が担当すること。 また、講師は当該科目に関連する業務において、通算して3年以上の 実務経験を有すること。 （5）講師基準の詳細 ア 講師の要件欄中「社会福祉施設の施設長（又は管理者）及び主任指導 員等」 （ア）社会福祉施設には、訪問介護や訪問入浴等の事業は含まない。 （イ）主任指導員等とは、施設において直接処遇職員として従 事 している次の者とする。 a 生活相談員（老人保健施設の支援相談員等、施設の種別により名
---	---

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程の「家事援助の方法」の講師を 栄養士とした場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置すること。 5 施設等の実習について (1) 実習開始前までに実習オリエンテーションを実施し、実習の意義・目的等について指導すること。 障害者居宅介護従業者基礎研修課程は1時間以上、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）は30分以上、行動援護従業者養成研修課程において演習に代えて実習を行う場合は30分以上の実習オリエンテーションを実施すること。 (2) ～ (4) (現行のとおり) 6～7 (現行のとおり) 8 補講について (1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講させること。 ア 当該事業者が別に指定を受けた同一課程の研修 イ 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修 ウ 当該事業者が学則に定める規定（カリキュラム、担当講師一覧、会	称は異なる) b 主任級の看護職員、介護職員、作業指導員 c 介護支援専門員 イ 講師の要件欄中「当該科目を担当する現職の行政職員」 この要件に該当する講師に関しては、現職の行政職員であることを確認するため、毎年度講師要件を提出すること。 ウ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程の「家事援助の方法」の講師を 栄養士とした場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置すること。 5 施設等の実習について (1) 実習開始前までに実習オリエンテーションを実施し、実習の意義・目的等について指導すること。 障害者居宅介護従業者基礎研修課程は1時間以上、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）は30分以上、行動援護従業者養成研修課程及び同行援護従業者養成研修（一般課程）において演習に代えて実習を行う場合は30分以上の実習オリエンテーションを実施すること。 (2) ～ (4) (略) 6～7 (略) 8 補講について (1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講すること。 ア 当該事業者が別に指定を受けた同一課程の研修 イ 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修 ウ 当該事業者が学則に定める規定（カリキュラム、担当講師、会場設備、実習施設等）に基づき、指定研修とは別に補講のために設けた研
--	--

場設備、実習施設等)に基づき、指定研修とは別に補講のために設けた研修 ※ ア及びウの補講を実施しない場合や補講に関し条件を設ける場合は、その旨を予め受講希望者へ周知すること。 (2) (1) のア又はイにおける補講者の受入れ人数は、受講しようとする各補講科目について、定員の1割までを限度とすること。 (3) (1) のウにより実施する場合も、1クラス当たりの定員は40人以内とすること。 (4) 通信形式による面接指導(スクーリング)の補講を行う場合は、次によること。 ア (1) のアによる場合は、アが通信形式の場合にあつては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一以上の場合に限る。 イ (1) のイによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。 (5) 通学形式及び通信形式の面接指導(スクーリング)の補講を、対象科目の講義のビデオ、テープ、レポート等により実施することは認められない。 9 修了証明書等について (1) ～ (2) (現行のとおり) (3) 再発行について 事業者は、<u>修了者</u>から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があつた場合は、実施要綱の規定に基づき、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書(又は修了証)の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。	修 ※ ア及びウの補講を実施しない場合や補講に関し条件を設ける場合は、その旨を予め受講希望者へ周知すること。 (2) (1) のア又はイにおける補講者の受入れ人数は、受講しようとする各補講科目について、定員の1割までを限度とすること。 (3) (1) のウにより実施する場合も、1クラス当たりの定員は40人以内とすること。 <u>(4) (1) のウにより当該事業者が補講を実施した場合は、「東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実績報告書(補講者分)」を提出すること。</u> (5) 通信形式による面接指導(スクーリング)の補講を行う場合は、次によること。 ア (1) のアによる場合は、アが通信形式の場合にあつては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一以上の場合に限る。 イ (1) のイによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。 (6) 通学形式及び通信形式の面接指導(スクーリング)の補講を、対象科目の講義のビデオ、テープ、レポート等により実施することは認められない。 9 修了証明書等について (1) ～ (2) (略) (3) 再発行について 事業者は、受講者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があつた場合は、実施要綱の規定に基づき、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書(又は修了証)の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。
--	---

また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

10 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、メール、質問票等による指導体制を整えること。

なお、質疑とレポートの提出については、インターネットを活用し、メールにより提出させることもできる。

(2) ～ (3)

(現行のとおり)

(4) レポート答案の評価について

ア レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。

イ レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。

ウ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

エ 提出された全レポートが合格水準に達していることを確認した後、実施要綱8に定める修了認定を行うこと。

11 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、実施する課程及び形式について東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定を受けた事業者¹に委託することができる。その場合、委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

10 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、質問票等による指導体制を整えること。

なお、質疑とレポートの提出については、インターネットを活用し、メールにより提出させることもできる。

(2) ～ (3)

(略)

(4) レポート答案の評価について

ア レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。

イ レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。

ウ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

(5) レポート答案の修了認定について

修了認定は、通学による研修を全科目履修するほか、提出された全レポートが合格水準に達していることが確認され、修了の評価を行った後に行うこと。

11 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、実施する課程及び形式について都の指定を受けた別の事業者²に委託することができる。その場合、委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

なお、重度訪問介護従業者養成研修統合課程について委託する場合は、委託先は東京都知事より社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に基づく第3号研修の登録を受けた登録研修機関であること。

12 研修履修期間の特例について

(1)

(現行のとおり)

(2) 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設(以下「学校」という。)

については、次に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則(以下「学則」という。)に修学期間が規定されていること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業を行うことについて学則に規定されていること。

附 則(平成25年7月24日付25福保生地第405号)
この実施細目は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日付26福保生地第719号)
この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。

附 則(平成28年1月25日付27福保生地第976号)
この実施細目は、平成28年1月25日から施行する。

附 則(令和2年11月5日付2福保生地第980号)
この実施細目は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日付6福祉生地第1622号)
この実施細目は、令和7年4月1日から施行する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修統合課程について委託する場合は、委託先は東京都知事より社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に基づく第3号研修の登録を受けた登録研修機関であること。

12 研修履修期間の特例について

(1)

(略)

(2) 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設(以下「学校」という。)

については、次に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則(以下「学則」という。)に修学期間が規定されていること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 居宅介護従業者基礎研修等事業を行うことについて学則に規定されていること。

附 則(平成25年7月24日付25福保生地第405号)
この実施細目は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日付26福保生地第719号)
この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。

附 則(平成28年1月25日付27福保生地第976号)
この実施細目は、平成28年1月25日から施行する。

附 則(令和2年11月5日付2福保生地第980号)
この実施細目は、令和2年12月1日から施行する。